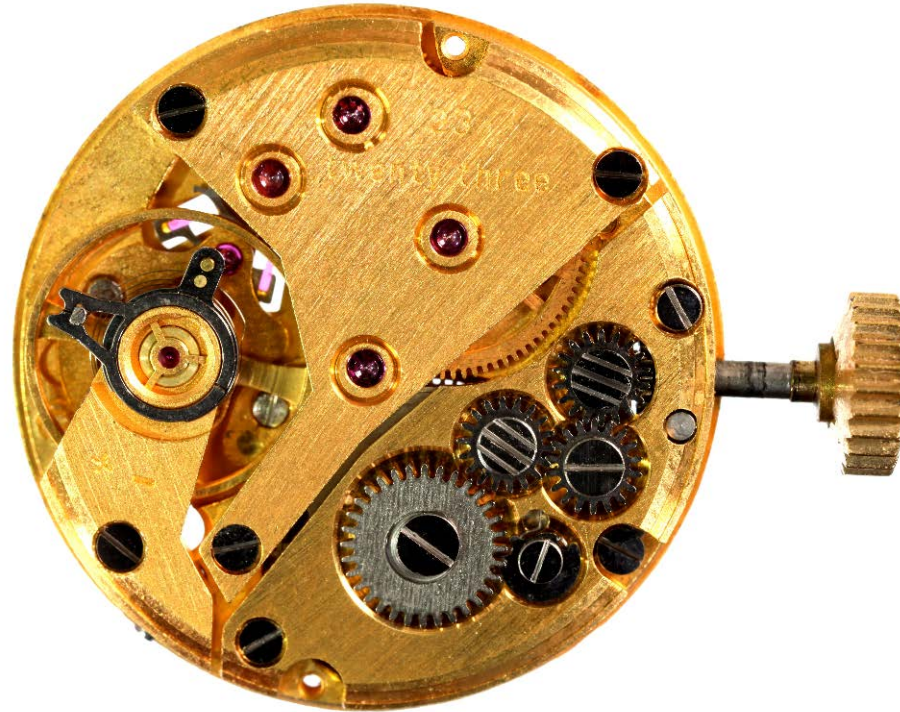




IASBがIFRS第17号修正の第2ラウンドを終了 利益認識の原則に関する主要な修正の承認

Francesco Nagari, Deloitte Global IFRS Insurance Leader | 2019年1月31日

目次

- 2019年1月23日開催のIASB会議のハイライト
- IASB審議内容および決定事項の詳細分析
- 次のステップ

2019年1月23日のIASB会議のハイライト

- IASBは、2018年10月のIASB会議において考え得る修正として識別された25件の懸念事項の分析を継続した。10月の会議では、考え得る修正の要件についてすべてのメンバーが合意していた。
- 本会議のアジェンダペーパーには、5件の懸念事項が含まれ、4件について修正案が承認された。
- IASBは、保険契約が保険契約者に対して保険サービスおよび投資運用活動に関連するその他の非保険サービスを提供する場合の利益認識に関する要求事項を修正した。IASBは、CSMを通じてIFRS第17号の利益を認識する際に、両方のサービスが考慮されるべきであることを承認した。
- IASBは、カバー期間の開始前の保険獲得キャッシュ・フローについて、予想される更新契約に関連して発生した獲得コストを繰延べることができるように修正した。
- 出再者の会計処理がいくつかの領域で修正された。再保険による回収と不利な契約の損失とのミスマッチに対応するとともに、保有する再保険契約をVFAにおけるヘッジ会計のヘッジ手段として使用することを認めた。
- IASBは、再保険契約をVFAによる会計処理の対象から除外することに変更はないことを確認した。
- 残る6件の懸念事項のうち4件は、本日時点では、2019年2月のIASB会議で取り上げられる予定である。このうち3件は、修正が有効に可決される可能性のある懸念として、IASBスタッフによって強調されている。最後の2件の懸念事項は、懸念事項2「集約のレベル」と懸念事項25「経過措置 | 公正価値アプローチ: 関連する金融資産のOCI」である。

一般モデルにおける契約上のサービスマージンの純損益への認識

7 - 測定 | 契約上のサービスマージン: 一般モデルのカバー単位

- 2018年6月の審議会では、VFAとの整合性から、保険カバー単位の決定には、保険カバーと投資関連サービスの両方を考慮する必要があることを明確化することが暫定的に決定された。
- 懸念は以下の通り。
 - a. 直接連動有配当契約ではない保険契約が、投資関連サービスまたはその他のサービスを提供するのであれば、これらのサービスは、当該契約のCSMの配分に適用されるカバー単位に反映されるべきである。
 - b. CSMは、現在の市場と整合的な割引率で割引かれたすべての期待キャッシュ・フローに基づいて決定される。保険契約者に約束した投資要素の期待リターンと当該リターンに対応する市場金利との差異の影響が含まれる。CSMにおけるこの差額は純損益で認識すると考えられていた。
 - c. カバー単位の決定に投資関連サービスを反映しなければ、意図しない結果を招くことになる。

一般モデルにおける契約上のサービスマージンの純損益への認識

7—測定 | 契約上のサービスマージン:一般モデルのカバー単位

- 直接連動有配当保険契約 - 企業は資産運用と同等のサービスを提供しているとみなされる。
- 直接連動有配当保険契約以外の保険契約 - 企業は、金融負債のように、保険契約者に返済されるキャッシュ・フローの不確実性を反映するリターンを提供する。
- 保険カバー期間のある契約で、保険カバー期間が保険契約者によって投資要素のリターンを得る期間と異なる場合に、すべての利得を保険カバー期間のみで認識することは、有用な情報を提供しないことが認められた。
- 「投資リターン・サービス」は、保険契約者に投資リターンへのアクセスを提供するものであり、このアクセスが提供されなければ保険契約者は当該リターンを手に入れることができない。すなわち、保険契約者の代わりに資産を運用するものではない。
- スタッフは、一般モデルにおいてCSMをカバー単位に配分する際に、カバー単位は、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮して決定できるようにIFRS第17号を修正することをIASBに提案した。

IFRS第17号を修正し、一般モデルにおいて契約上のサービス・マージンをカバー単位に配分する際に、カバー単位は、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮して決定されるべきであることに同意するか。

一般モデルにおける契約上のサービスマージンの純損益への認識

7—測定 | 契約サービスマージン: 一般モデルのカバー単位

- IASBスタッフは、保険カバーと投資リターン・サービスに基づくカバー単位の決定に関するIFRS第17号の修正提案を多数識別した。

投資リターン・サービスが存在する状況

- 保険契約が投資要素を含む場合にのみ投資リターン・サービスが存在する旨を定める。
- カバー単位の決定において投資リターン・サービスを含むかどうかを判定する際に、企業が判断を首尾一貫して適用することを要求する。
- 契約保有者へのすべての投資要素の支払を行った時点で投資リターン・サービスの期間は終了したとみなし、将来の保険契約者への支払は考慮しない。

サービスのウェイト付けの主観性

- 相対的なウェイト付けの評価方法に関するIFRS第17号の追加ガイダンスを作成することは提案されていない。代わりに規則的で合理的な評価となることが提案されている。
- 要求されるIFRS第17号の開示は、CSMを認識するための企業のアプローチに関する利用者の理解を促進するのに十分でなければならない。

契約の境界におけるキャッシュ・フロー

- VFAが適用される契約の場合、資産運用コストは契約の履行コストの一部とみなされるため、履行キャッシュ・フローに含まれる。
- 一般モデルが適用される契約において、投資リターン・サービスの履行に関連するキャッシュフローは、カバー単位の決定に含めるべきである。

CSMに対する事後調整

- 金融に関連する仮定の変更の影響の取扱いを変更する必要はない。なぜなら、一般モデルにおけるカバー単位の決定に利用されるサービスの種類の拡大は、当該契約における資産運用サービスの対価として企業に補償する手数料の性質を変更しないからである。

PAAの適格性

- スタッフはIASBに対しIFRS第17号を修正し、PAAについての一年の適格要件は、保険カバー及び投資リターン・サービス（もしあれば）を考慮して評価すべきであることを定める提案をした。

一般モデルにおける契約上のサービスマージンの純損益への認識

7 - 測定 | 契約サービスマージン:一般モデルのカバー単位

- スタッフは、CSMを純損益に認識することは、保険契約グループの業績の描写の基礎であると考えた。
- スタッフは、サービス提供のパターンを決定する際に回避できない主観性が存在する状況があることを認めている。その状況とは、直接連動有配当契約以外の保険契約によって、保険カバーと投資リターン・サービスの2つのサービスが提供される状況である。
- これら2つのサービスをCSMの認識の基礎として利用することは、他のサービスを考慮することにさらなる主観性を導入することなく、より有用な情報を提供する。
- その便益は、投資リターン・サービスをカバー単位の決定に含めるコストを上回る。純損益におけるCSMの認識パターンの差異が減少するので、一般モデルとVFAとの間の差異が減少する。
- 投資要素を有する保険契約はたくさんあるので、このような修正は、広範な影響が予想される。しかし、より有用な情報が利用者に提供されるのであれば、このことは正当化され得る。
- 審議会は基準を修正するというスタッフの提案に13対1の賛成で暫定的に同意した。

契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー

3 - 測定 | 契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー

- 企業は、将来、更新が予想される新契約に対して手数料を支払う。手数料は、企業が新契約に課す保険料よりも高くなる場合がある。新規に発行された保険契約から生じる更新契約に関連するキャッシュ・フローは、新規に発行された保険契約の境界の外にある。
- 保険獲得キャッシュ・フローには、契約開始時に支払われる保険獲得コストと仲介業者に支払うことが予想される継続的な手数料の両方のうち、契約の境界内にあるものが含まれる。キャッシュ・フローの予測は、返金可能な金額を反映する。
- 保険獲得キャッシュ・フローを、**別個に認識した資産として描写すべきではない**。保険契約グループの履行キャッシュ・フローに保険獲得キャッシュ・フローを含めることにより、保険契約の測定は、保険契約がカバーする損失に対して支払う義務を忠実に表現することになる。
- IFRS第17号の測定モデルは、保険契約グループに対する、i) 保険契約グループの当初認識時及びii) 時間の経過に伴う、**保険獲得キャッシュ・フローの回収可能性の欠如を捕捉する**。
- 保険獲得キャッシュ・フローの回収可能性について、別個に減損テストを行う必要がない。

契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー

3 - 測定 | 契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー

- 保険獲得キャッシュ・フローに関連する金額は、時間の経過に基づいて規則的な方法で各報告期間に配分される。カバーが提供されるにつれて、同じ金額を収益及び保険サービス費用として認識する。保険獲得キャッシュ・フローの利益に与える影響は、契約上のサービス・マージンの測定および配分の際に把握される。

審議会がIFRS第17号を修正し、以下の事項を企業に要求することに同意するか。

- 予想される更新契約に対して、新たに発行した契約に直接起因する保険獲得キャッシュ・フローの一部を配分する。
- 予想される更新契約に配分した保険獲得キャッシュ・フローを、その更新契約が認識されるまで、IFRS第17号27項を適用して資産として認識する。
- IFRS第17号27項を適用して認識した資産の回収可能性を、関連する契約が認識される前の各期間において評価する。この回収可能性の評価は、関連する契約グループの予想される履行キャッシュ・フローを基礎とする。
- IFRS第17号27項を適用して認識した資産の回収不能の帳簿価額について、純損益に損失を認識する。
- 過去に認識したそのような損失の一部又は全部の戻入れを、減損の状況が存在しなくなったか又は改善した場合に純損益に認識する。

契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー

3 - 測定 | 契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー

- IFRS第17号の要求事項により、以下の状況において損失が認識される
 - a. 企業が**代理人からの回収に対する保証を有していない**。
 - b. 企業は、予想される更新契約から払戻しができない手数料を回収することを期待しているが、**これらの更新契約に関連するキャッシュ・フローは、企業の既存の実質的な権利及び義務から生じるものではない**。
- このような状況で損失を認識することは、企業が将来の更新契約を見越して新規に発行する契約を大幅に割引して販売する状況で損失を認識することと同様である。
- スタッフは、取引の経済的実質がこれらのIFRS17の要求事項の適用により反映されない可能性があり、IFRS第17号は、ほぼ同様の状況でIFRS第15号を適用した結果と異なる可能性があるという見解を示した。
- 25項におけるこの状況にIFRS第15号を適用して、企業が払戻不能の手数料に対して資産を認識した場合、手数料により契約が不利なものとなることはない。払戻不能の手数料は、回収可能である限り、契約の予想される更新期間を含む期間にわたって償却される。
- IASBスタッフは、予想される更新契約に関連する契約獲得の増分コストに係るIFRS第15号の要求事項は、IFRS第17号の要求事項と直接比較することはできないことに留意した。しかし、IASBスタッフは、IFRS第17号の要求事項はIFRS第15号の要求事項とより密接に整合させる方法で検討すべきであることに留意した。

契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー

3 - 測定 | 契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー

- IASBスタッフは、IFRS第17号で定義されている全ての保険獲得キャッシュ・フローを契約獲得のための増分コストに係るIFRS第15号のすべての要求事項を整合させること(すなわち、契約の境界を変更すること)を検討し、否決した。
- スタッフは、予想される更新契約に対して保険獲得キャッシュ・フローの一部をどのように配分するかについて、審議会が具体的な要求事項を開発するべきではないと考えた。
- スタッフは、IFRS第17号を修正し、企業に以下の事項を要求することは可能であると考えた。
 - a. 予想される更新契約に対して、新たに発行した契約に直接起因する保険獲得キャッシュ・フローの一部を配分し、IFRS第17号27項を適用して資産として認識する。
 - b. 関連する契約が認識される前の各期間において、関連する契約の履行キャッシュ・フローを基礎として、保険契約グループにおける当該資産の回収可能性を評価する。
 - c. IFRS第17号27項を適用して保険契約グループが認識される前に、保険獲得キャッシュ・フローに対して認識された資産の回収不能の帳簿価額について、純損益に損失を認識する。
 - d. 減損の状況が存在しなくなったか又は改善した場合に、過去に認識したそのような損失の一部又は全部の戻入を純損益に認識する。
- 審議会は基準を修正するというスタッフの提案に13対1の賛成で暫定的に同意した。

保有している再保険契約 - 不利な基礎となる保険契約

12-測定 | 保有している再保険契約: 基礎となる保険契約が不利となる場合の当初認識

- 保有している再保険契約の場合、出再者は再保険者からサービスを受取る。CSMは、発行した保険契約の未稼得利益を表すのではなく、再保険契約購入の正味のコストまたは利得を表す。
- したがって、このCSMは、正味のコストのポジションとなるか、または、正味の利得のポジションとなる可能性があり、サービスを受けるにつれて、カバー期間にわたって認識される。
- 保有している再保険契約に係るCSMの調整に関する例外が1つある。すなわち、例外は、基礎となる保険契約グループが、履行キャッシュ・フローの見積りの不利な変動により当初認識後に不利となる状況に関連している。
- 保有している再保険契約に対する履行キャッシュ・フローの見積りにおいて該当する変動が存在する範囲内で、CSMは調整されず、純損益に計上される。これは、2013年公開草案に関して提起された懸念に対応して追加された例外である。

保有している再保険契約 - 不利な基礎となる保険契約

12-測定 | 保有している再保険契約: 基礎となる保険契約が不利となる場合の当初認識

- この例外の範囲は狭すぎると考えられた。
- 会計上のミスマッチが発生するのは、以下の場合である。
 - a. 基礎となる契約は、当初認識時点で不利となり、損失は直ちに純損益で認識しなければならない、また、保有している再保険契約の利得については、保有している再保険契約のキャッシュ・フローが基礎となる保険契約のキャッシュ・フローと一致する場合であっても、利益を認識しなければならない。
 - b. 保有している再保険契約は正味のコストのポジションであり、基礎となる保険契約グループの不利な契約と不利ではない契約の両方をカバーしている。

審議会がIFRS第17号を次のように修正することに同意するか？

- a. 企業が不利な基礎となる保険契約について損失を認識する場合に純損益に利得を認識することを要求しているIFRS第17号の第66項(c)(ii)の例外の範囲を、保有している再保険契約が各契約の損失を比例的にカバーする範囲で拡大する。
- b. 企業がPAAを適用して契約を測定する場合に、この拡大された例外を適用することを要求する。

保有している再保険契約 - 不利な基礎となる保険契約

12-測定 | 保有している再保険契約: 基礎となる保険契約が不利となる場合の当初認識

- **即座に損失を緩和する解決策**となる可能性のある修正案がスタッフによって提案された。すなわち、保有している再保険契約の会計処理を変更することである。
- IFRS第17号66項 (c) (ii)の既存の例外の範囲を拡大することにより、企業が、不利な基礎となる保険契約について損失を認識する場合に、保有している再保険契約が各契約の損失を比例的にカバーする範囲まで、利得を純損益に認識することを要求する。
- 保有している再保険契約に係るCSMが調整されるのは、不利な基礎となる保険契約において損失を認識する場合である。
- 基礎となる不利な保険契約の発行前、または発行と同時に締結した保有している再保険契約の会計処理におけるこの即座に損失を緩和する修正案の影響は、以下の通りである。

以下の場合に例外が適用されるか？	IFRS第17号	修正後IFRS第17号
基礎となる不利な保険契約グループが契約当初に認識される場合	いいえ	はい
更に不利な保険契約が発行され、不利なグループに追加される場合	場合によっては	はい
将来キャッシュ・フローの見積りにおける不利な変動のために、基礎となる保険契約グループが当初認識後に不利になる場合	はい	はい

保有している再保険契約 - 不利な基礎となる保険契約

12-測定 | 保有している再保険契約: 基礎となる保険契約が不利となる場合の当初認識

- スタッフは、利害関係者によって識別された会計上のミスマッチは、企業に対して、保有している再保険契約が各契約の損失を比例的にカバーする範囲で、**不利な基礎となる保険契約について損失を認識する場合に、保有している再保険契約について利得を認識すること**を要求することによって解決できることに留意した。
- シナリオ1ー保有している再保険契約が正味の利得のポジションであり、基礎となる不利な保険契約グループに対するカバーを提供する場合
- 企業は、カバー期間2年の不利な保険契約を発行し、当初認識時に損失要素を200として測定している。同時に、当該企業は、再保険契約を締結する。再保険契約は、これらの不利な契約に対して50%の比例的なカバーを提供する。

(Dr)/Cr	IFRS第17号		修正後IFRS第17号	
	1年目	2年目	1年目	2年目
発行された保険契約	(200)	0	(200)	0
保有している再保険契約	50	50	100	0
保険サービス損益	(150)	50	(100)	0

保有している再保険契約 - 不利な基礎となる保険契約

12-測定 | 保有している再保険契約: 基礎となる保険契約が不利となる場合の当初認識

- シナリオ2- 保有している再保険契約が正味のコストのポジションであり、不利な基礎となる保険契約グループと不利ではない基礎となる保険契約グループに対して、カバーを提供する場合
- 企業は、カバー期間2年の保険契約を発行する。契約の中には不利にならないと予想されるものもあれば、不利になると予想されるものもある。企業は2つの契約グループを認識する。すなわち、損失要素が100である不利なグループとCSMが200である不利ではないグループである。
- 同時に、企業は再保険契約を締結する。再保険契約は、これらの契約全てに対して、50%の比例的なカバーを提供する。

(Dr)/Cr	IFRS第17号		IFRS第17号修正	
	1年目	2年目	1年目	2年目
発行された保険契約のうち不利ではないグループ	100	100	100	100
発行された保険契約のうち不利なグループ	(100)	0	(100)	0
発行された保険契約	0	100	0	100
保有している再保険契約	(25)	(25)	0	(50)
保険サービス損益	(25)	75	0	50

保有している再保険契約 - 不利な基礎となる保険契約

12-測定 | 保有している再保険契約: 基礎となる保険契約が不利となる場合の当初認識

可能性のある修正案は、次の点が考慮される

- a. 有用な情報の大幅な喪失を避ける
 - b. サービスが提供される前に利得を認識すべきでないというIFRSの一般原則に反しない
- IASBスタッフは、一部の利害関係者が示唆する会計上のミスマッチについての重要となる可能性のある影響についての利害関係者のフィードバックが、IFRS第17号により提供される情報の有用性を低下させるのであれば、この修正案によって生じる可能性のある混乱は正当化できると考えた。
 - IFRS第17号における既存の例外を拡大し、現在はその例外の範囲外にある会計上のミスマッチを解決する便益は、**可能性のある修正案のコストを上回る**。スタッフは、**このアプローチが、保有している再保険契約の会計処理を基礎となる保険契約の会計処理とリンクさせており、**既存の例外はすでにこのリンクを導入しているという見解を示した。

保有している再保険契約 - 不利な基礎となる保険契約

12-測定 | 保有している再保険契約: 基礎となる保険契約が不利となる場合の当初認識

- スタッフは、基礎となる保険契約がPAAを適用して測定される場合、または保有している再保険契約がPAAを適用して測定される場合、あるいはその両方の場合に、同様の会計上のミスマッチが発生する可能性があるとの見解を示した。したがって、スタッフは、一般モデルを適用して測定された契約とPAAを適用して測定された契約の両方に拡大した例外を適用すべきであると提案した。
- IASBスタッフは、以下のとおり、IFRS第17号を修正するよう審議会に提案した。
 - a. 企業が不利な基礎となる保険契約について損失を認識する場合に純損益に利得を認識することを要求しているIFRS第17号の第66項(c)(ii)の例外の範囲を、保有している再保険契約が各契約の損失を比例的にカバーする範囲で拡大する。
 - b. 企業がPAAを適用して契約を測定する場合に、この拡大された例外を適用することを要求する。
- 審議会は、本基準の修正に関するスタッフの提案に全会一致で暫定的に同意した。

保有している再保険契約-基礎となる直接連動有配当保険契約

13-測定 | 保有している再保険契約: 変動手数料アプローチに対する不適格

- VFAでは、企業がデリバティブを用いてVFAの契約の金融リスクを軽減する場合に会計方針を選択することができる。企業は、VFAによって通常要求されるようにCSMを調整する代わりに、そのような保険契約における金融リスクの変動を純損益に認識することを選択することができる。
- このような選択により、企業は、デリバティブを購入して、CSMの測定に含まれるリスクを軽減する場合に、VFAによって生じる会計上のミスマッチを回避することができる。
- 発行した基礎となる保険契約が直接連動有配当契約であり、CSMの認識のパターンが再保険契約に対するものと基礎となる保険契約に対するものとで相違することによるミスマッチを回避することを目的とする場合に、VFAの範囲を修正して、保有している再保険契約を含めることは、保有している再保険契約は、発行した基礎となる保険契約とは別個に会計処理すべきであるとするIASBの見解と整合しない。

審議会が、IFRS第17号B115項における直接連動有配当保険契約についてのリスク軽減の例外の範囲を拡大して、企業が金融リスクを軽減するためにデリバティブまたは保有している再保険契約を使用する場合に、企業がIFRS第17号B116項の条件を満たす範囲で、この例外が適用されるように、IFRS第17号を修正することに、同意するか。

- 審議会は、本基準の修正に関するスタッフの提案に**全会一致**で暫定的に同意した。

次のステップ

IASB

- IASBは、**2019年2月7日**の会議において、懸念について3回目の議論を行う。最終回は、IASBの3月の会議となる予定である。
- 次回のTRG会合は**2019年4月4日**にロンドンのIASB事務所で開催される。
- TRGに対する議題およびコメントの提出期限は**2019年2月14日**で、アジェンダ・ペーパーを早期に公表するため、早期の提出が推奨される。

次のステップ (続き)

IASBは、2019年2月7日開催の審議会に向けて、IFRS第17号のアジェンダペーパーを公表した。

アジェンダ2A 重大な保険リスクを移転する貸出金(懸念事項1)

スタッフは、以下のことを審議会に提案する。

- IFRS第17号およびIFRS第9号「金融商品」の範囲を、契約に含まれる保険が当該契約によって創出された義務の一部または全部の決済のためのものだけである保険契約のために、修正することを暫定的に決定した。これらの修正により、このような契約を発行している企業が当該契約をIFRS第17号またはIFRS第9号のいずれかを適用して会計処理することが可能となる。このようなIFRS第9号の範囲に対する修正は、IFRS第7号「金融商品:開示」およびIAS第32号「金融商品:表示」に対する修正を必要とする。

アジェンダ2B 経過措置:選択制と比較情報(懸念事項21と23)

選択性

スタッフは、以下のことを審議会に提案する。

- IFRS第17号の経過措置を維持し、当該経過措置に含まれている選択性を削減するような修正は行わない。

比較情報

スタッフは、以下のことを審議会に提案する。

- IFRS第17号の適用開始日の直前の事業年度について、修正再表示後の比較情報を表示するというIFRS第17号の要求を維持する。

次のステップ（続き）

アジェンダ2C 経過措置 - リスク軽減オプションと、移行時にその他の包括利益に累積されている金額（懸念事項8 経過措置関連部分 – 2018年12月と2019年1月の審議会において、経過措置に関連しない部分については議論された。）

スタッフは、以下のことを審議会に提案する。

- IFRS第17号の移行時におけるリスク軽減オプションの遡及適用の禁止に関連するIFRS第17号の要求事項を維持する。
- IFRS第17号の移行時におけるその他の包括利益に含まれている累計額に関するIFRS第17号の要求事項を維持する。

次のステップ (続き)

アジェンダ2D 経過措置 - 修正遡及アプローチ(MRA) (懸念事項24)

スタッフは、以下のことを審議会に提案する。

- 保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に関連する負債について、IFRS第17号の経過措置を次のように修正する。
 - a. MRAに特定修正を加え、そうした負債を企業が発生保険金に係る負債に分類するようにする。
 - b. 公正価値アプローチを適用する企業に、そうした負債を発生保険金に係る負債に分類する選択を認める。
- IFRS第17号における以下の要求事項を維持する。
 - a. 企業に関連するIFRS第17号の要求事項を遡及適用するための合理的で裏付け可能な情報を有している範囲では、企業がMRAにおいて特定修正を使用することを禁止する。
 - b. 企業が当該修正を適用するための合理的で裏付け可能な情報を有している場合にのみ、企業がMRAにおいて特定修正を使用することを認める。
- MRAの目的と整合すると企業がみなす企業自身の修正を開発することを企業に認めるようなIFRS第17号の修正は行わない。
- 発生すると見込まれたキャッシュ・フローを遡及的に見積るのではなく、発生したことが判明しているキャッシュ・フローを使用することに関しての、MRAにおける特定修正の修正はしない。
- 直接連動有配当保険契約以外の保険契約グループに関する特定修正を適用して、直接連動有配当保険契約グループのCSMを決定することを企業に認めるようなIFRS第17号の修正はしない。

コンタクトの詳細

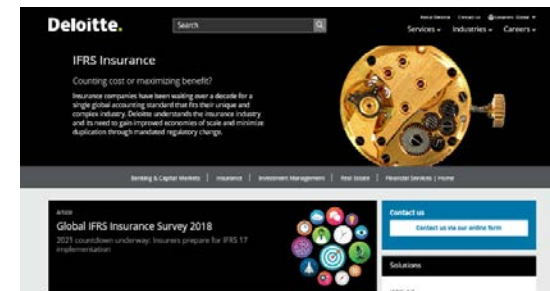
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or fnagari@deloitte.co.uk

Keep connected on IFRS Insurance:

- [Follow](#) my latest  posts @ francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites





About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the “Deloitte Network”) is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2019. For information, contact Deloitte China.



デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2019. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited